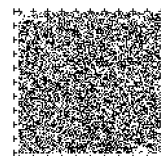
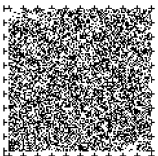


久留米市困難な問題を抱える女性等への 支援に関する基本計画

令和8(2026)年3月

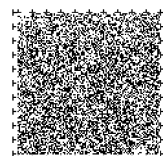
久留米市





目次

第1章 計画の策定にあたって	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
第2章 計画の内容	5
1 施策の体系	5
2 成果指標	6
3 施策の展開	7
施策の方向Ⅰ 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり	7
施策の方向Ⅲ 誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現	13
施策の方向Ⅴ 困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる社会の実現	17
計画推進体制の整備	23



第1章 計画の策定にあたって

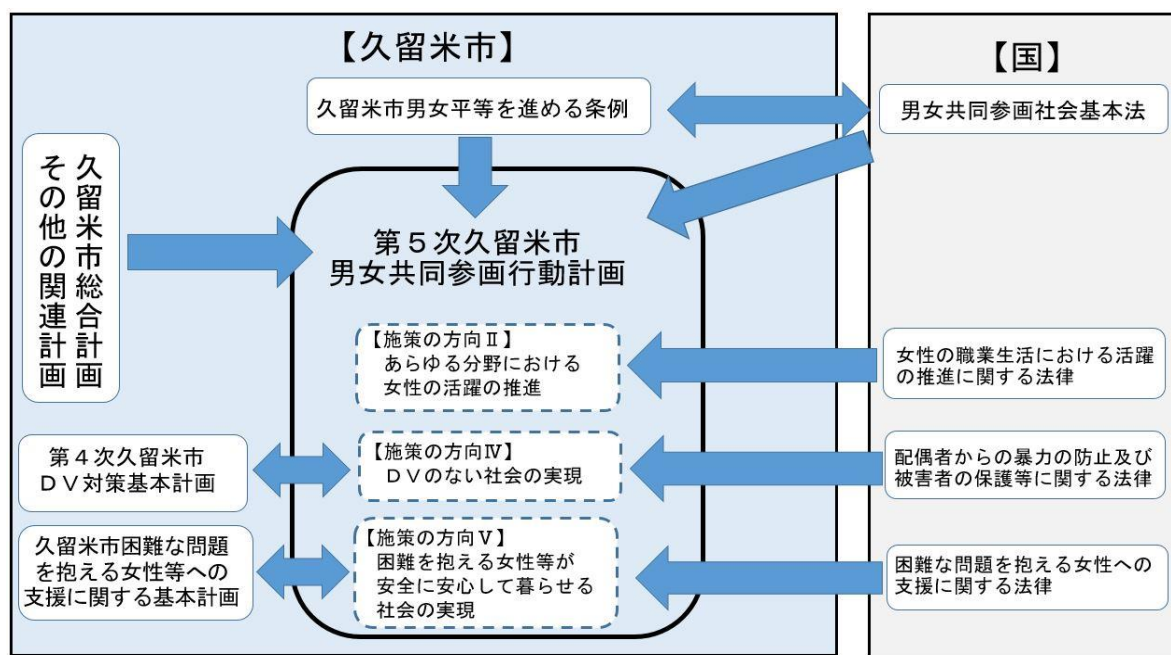
1 計画策定の趣旨

女性であることにより、様々な困難に直面することが多いことから、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「女性支援新法」という。)が令和4(2022)年5月に成立し、令和6(2024)年4月に施行されました。また、令和5(2023)年3月には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が示されました。

法や国の基本的な方針に即し、困難な問題を抱える女性等が、個々の状況に応じて意思を尊重されながら、最適な支援を受けられるよう、関係機関や民間団体との連携により継続的な支援を推進するため、「久留米市困難な問題を抱える女性等への支援に関する基本計画」を策定するものです。

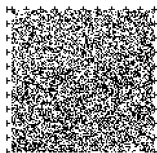
2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、女性支援新法第8条第3項に基づく「市町村基本計画」です。
- (2) 本計画は、第5次久留米市男女共同参画行動計画(以下、「第5次行動計画」という。)に包含されています。



3 計画の期間

本計画の期間は、第5次行動計画の期間と合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



第2章 計画の内容

1 施策の体系

本計画は第5次行動計画に含まれているため、第5次行動計画の施策の体系から、「施策の方向Ⅰ 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり」、「施策の方向Ⅲ 誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現 施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実」、「施策の方向Ⅴ 困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる社会の実現」及び「推進体制の整備」をもって本計画の施策の体系とします。

施策の方向Ⅰ 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の啓発

施策2 ジェンダー平等の視点に立った教育の実践

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進

施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

施策の方向Ⅲ 誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現

施策1 生涯を通じた男女の健康支援

施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

施策3 防災における男女共同参画の促進

施策の方向Ⅳ DVのない社会の実現

施策1 DVの防止及び被害者支援の充実

施策の方向Ⅴ 困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる社会の実現

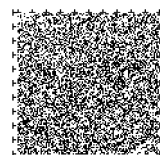
施策1 様々な困難を抱える女性等への支援の充実

計画推進体制の整備

計画推進体制の強化・徹底

推進拠点としての男女平等推進センター機能の充実

市民との協働



2 成果指標

計画に掲げた施策の推進状況を的確に把握・評価するため、施策ごとに成果指標を設定します。指標の達成状況については、毎年度把握できるものはその都度整理し、その他のものについては必要な調査等を行った上で、把握・評価します。

施策の方向Ⅰ 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり

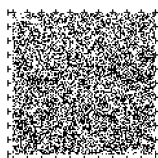
施策	成果指標	現状値	目標値
施策1 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の啓発	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	77.4% (R6年度)	87.0% (R11年度)
施策2 ジェンダー平等の視点に立った教育の実践	学校教育の場で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	71.2% (R6年度)	76.0% (R11年度)

施策の方向Ⅲ 誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現

施策	成果指標	現状値	目標値
施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実	過去5年間にセクシュアル・ハラスメントの被害を受けたことがある人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	22.7% (R6年度)	17.0% (R11年度)
	過去5年間にセクシュアル・ハラスメントの被害を受けて相談しなかった人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	48.0% (R6年度)	40.0% (R11年度)

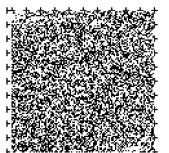
施策の方向Ⅴ 困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる社会の実現

施策	成果指標	現状値	目標値
施策1 様々な困難を抱える女性等への支援の充実	過去5年間にDV被害を受けて相談しなかった女性の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	43.2% (R6年度)	40.0% (R11年度)
	ひとり親の正規雇用の割合 (久留米市こども計画)	母子世帯:51.3% 父子世帯:72.9% (R3年度)	現状値以上 (R8年度)
	女性の自殺死亡率(人口10万人対) (第2期自殺対策計画)	10.8 (H29年~R3年平均) 全国:10.1	全国値以下 (R6年~R10年平均)



3 施策の展開

施策の方向 I 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり



施策の方向 I 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり

社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は非常に重要であり、国際開発目標として国連サミットで採択された令和 12(2030)年までの持続可能な開発目標(SDGs)の目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」に合致しているだけでなく、他のすべての目標達成にも関わっています。

国は、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を前提とした「昭和モデル」から全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」の社会を作ることこそが、今後の男女共同参画社会の形成の促進において重要としています。

しかし、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や制度が根強く残っており、市民の男女の地位の不平等感が解消されていない現状があります。背景には、働き方、暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念があり、また、それらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。

これらのジェンダー平等を阻害する要因となっている慣習、慣行、制度を見直し、廃止していくことで、市民が主体的に多様な選択を行えるようになります。これにより、女性も男性もお互いの人権を尊重しながら、自分らしさを追求し、全ての人が活躍できる社会の実現につながります。

男女共同参画を進めるためには、ジェンダー平等に対する正しい理解を広げ、市民一人ひとりの主体的な行動につなげていくことが必要です。

また、セクシュアル・マイノリティの人々が学校や社会生活のあらゆる場面で直面している様々な困難にも着目し、すべての人々が持つ性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)への理解を深めることが求められています。

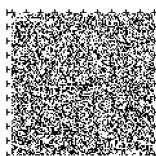
このため、ジェンダー平等の視点に基づいた意識づくりや、差別解消に向けた啓発や教育が重要です。

施策

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の啓発
- (2) ジェンダー平等の視点に立った教育の実践

目指す姿

地域や学校等、あらゆる場や機会において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないジェンダー平等に関する学習や教育に取り組み、女性も男性もお互いの人権を尊重しながら、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現を目指します。



施策1 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の啓発

現状と課題

本市では、行動計画に基づき、男女平等推進センターを中心に講座・講演会の開催、出前講座、情報の提供、市民の自主的活動等を通じ、ジェンダー平等の意識づくりを進めてきました。

その結果、令和6年度に実施した「第9回久留米市男女平等に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に同感しない人の割合は、77.4%となり、令和元年度の調査から 11.3ポイント増加し、過去最多となりました。

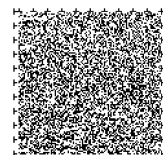
しかしながら、男女の地位の平等感については、「家庭生活」、「職場」、「地域活動・社会活動の場」で、男女の地位が平等と感じている人の割合は増加傾向にあるものの、3割代に留まり、実態が意識に追いついていない状況となっています。

身近な生活の場における男女の不平等感が解消されない要因のひとつは、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行、制度が根強く残っているためです。このような慣習や慣行は、社会的・文化的に長い時間かけ形成されてきたものであるため、これをなくすことは容易ではありません。あらゆる機会を通じて、市民一人ひとりが、ジェンダー平等について理解し、認識を深め、主体的な行動につなげられるよう市全体で進めていく必要があります。

具体的事業

(1)ジェンダー平等の視点に立った情報の収集と提供

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
11101	ジェンダー平等の視点に立った行政刊行物の作成	市の刊行物等の用語やイラストの表現について、「行政刊行物における表現の手引き」を用い、ジェンダー平等の視点に立って作成する。	全庁
11102	ジェンダー平等に関する広報・啓発の充実	SNSをはじめとした各種媒体を活用したジェンダー平等に関する啓発を行い、固定的な性別役割分担意識の解消を進める。	協働推進部 (男女平等政策課) (男女平等推進センター)
11103	ジェンダー平等の視点に立った情報の収集と提供	ジェンダー平等に関する資料等の収集・提供やジェンダー平等の各種運動に関連する企画展示を実施し、資料利用の活性化を図るとともに、男女共同参画社会づくりへ向けた啓発を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター) 市民文化部 (中央図書館)
11104	ジェンダー平等に関する調査研究事業の実施	ジェンダー平等に関する課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)
11105	セクシュアル・マイノリティに関する啓発の推進と支援の検討	SOGI(性的指向・性自認)を正しく理解し、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)に対する偏見や差別を解消するための啓発を推進する。 また、求められる支援について調査・研究を行う。	協働推進部 (人権・同和対策課) (人権啓発センター) (男女平等政策課) (男女平等推進センター)



(2) 講座・講演会等による意識啓発

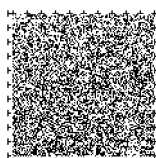
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
11201	ジェンダー平等意識啓発のための講座等の開催	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座や講演会を開催し、ジェンダー平等の理解を深める。	協働推進部 (男女平等推進センター) 市民文化部 (生涯学習推進課) 各総合支所 (文化スポーツ課)
11202	若年層に対するセミナーの開催	学生を対象として、男女が共に能力を発揮し積極的に社会や地域、家庭への参画ができるようセミナーを開催する。	協働推進部 (男女平等推進センター)
11203	ジェンダー平等に関する市職員研修の実施	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。	総務部 (人材育成室)

(3) 男性のジェンダー平等に関する理解の促進

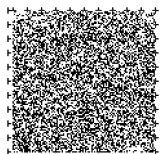
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
11301	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	家庭、仕事、地域活動、個人の社会活動等の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 商工観光労働部 (労政課)
11302	男性の生活的自立のための講座の実施及び家事・育児・介護の参画促進	男性の家庭における生活的自立を目指すための講座(教室)を実施するとともに、主体的な家事・育児・介護等への参画を促す。	市民文化部 (生涯学習推進課) 子ども未来部 (こども子育てサポートセンター) 各総合支所 (文化スポーツ課)

(4) 市民との協働による啓発の発信

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
11401	久留米女性憲章制定を記念した久留米女性週間事業の実施	「くるめフォーラム」をはじめとした久留米女性週間記念事業を全庁で実施することで、久留米女性憲章の制定を広く市民に周知し、ジェンダー平等意識の浸透を図る。	全庁
11402	ジェンダー平等を推進する市民活動団体への支援と協働	ジェンダー平等の実現を目的とする市民活動団体の自主的な活動に対して支援を行うとともに、協働での取組を進める。	協働推進部 (男女平等政策課) (男女平等推進センター)



11403	地域におけるジェンダー平等学習の実施	地域におけるジェンダー平等学習への取組を促すとともに支援を行う。	協働推進部 (人権・同和対策課) (男女平等推進センター) 市民文化部 (生涯学習推進課)
-------	--------------------	----------------------------------	---



施策2 ジェンダー平等の視点に立った教育の実践

現状と課題

次世代を担う子どもたちの固定的な性別役割分担意識を解消し、ジェンダー平等への理解を深めることは、将来に向けた男女共同参画社会の実現につながります。

令和6年度の「男女平等に関する市民意識調査」では、学校教育の場において男女が「平等」と感じる人の割合が71.2%となっており、家庭や地域等ほかの場面と比較して最も高くなっています。

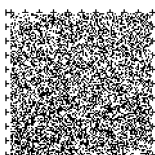
一方、子どもは、生活のあらゆる場面で様々な価値観を学び、身につけていくことから、日頃から家庭や学校、地域でジェンダー平等の視点を取り入れることが求められます。特に、固定的な性別役割分担意識は、幼少期から長年にわたり形成されることから、子どもの成長段階に応じたジェンダー平等の視点に立った教育は非常に大切です。

また、教育環境に固定的な性別役割分担が組み込まれることのないように、教職員へのジェンダー平等に関する意識啓発や研修を継続して実施することも重要です。

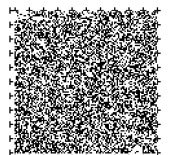
具体的事業

(1) 幼児教育・学校教育の場におけるジェンダー平等教育の実践

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
12101	ジェンダー平等保育の実施及び情報提供	ジェンダー平等保育を実施するため、保育所や幼稚園関係の職員に対し、ジェンダー平等など人権に関する研修や情報提供を行う。	子ども未来部 (子ども保育課) (幼児教育研究所)
12102	ジェンダー平等教育の推進	教育活動全般におけるジェンダー平等教育を推進するため、校長会や学校訪問等の機会を活用し、指導・助言を行うとともに、ジェンダー平等の視点を教職員研修に盛り込み、教職員の意識向上を図る。また、子ども達のジェンダー平等の意識づくりを進めるための教材について、効果的な活用の在り方を踏まえて改訂を検討する。	教育部 (学校教育課) (教育センター)
12103	健康教育や性教育の指導の充実	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や性教育が行えるよう、ジェンダー平等教育やセクシュアル・マイノリティの視点を踏まえた指導の充実を図る。	教育部 (学校教育課)



施策の方向Ⅲ
誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現



施策の方向Ⅲ 誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず誰もが一人の人間として尊重され、安心して暮らせる社会であることが前提となります。

健康は、男女共同参画社会の実現の基盤となります。男女が自らの身体について正しい情報を持ち、互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持つことは重要です。

特に女性は、その心身の状態がライフステージごとに大きく変化するという特性があるとともに、生理や妊娠・出産、不妊に加え、予期せぬ妊娠や性感染症等の問題から、性と生殖に関する健康の維持と自己決定(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の視点に立った健康教育や早い段階から妊娠・出産の知識を持ち自分の身体への健康意識を高める取組(プレコンセプションケア)が必要です。

性暴力は、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼし、被害者の尊厳を著しく踏みにじる人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

性暴力の根絶のためには、暴力を容認しない意識を高める教育や啓発、二次被害をおこさないための正しい理解が必要です。また、性暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害者が、躊躇することなく必要な支援が受けられるよう、相談や支援に関する情報の発信を行うとともに、被害者の立場に立った効果的な支援体制を整備する必要があります。

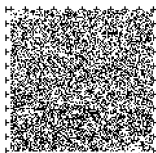
また、近年、本市では、大雨災害が頻発しています。防災・減災対策、避難所運営などの被災者支援、災害からの復興といった各場面において、男女共同参画の視点を取り入れた取組が必要です。そのためには、平常時からの男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を一層進めていく必要があります。

施策

- (1)生涯を通じた男女の健康支援
- (2)性暴力の防止及び被害者支援の充実
- (3)防災における男女共同参画の促進

目指す姿

誰もが、互いの身体的特徴や性についての理解を深め、多様な属性の人々の人権を尊重し、すべての人々が安心して健康に豊かな生活を送れる社会を目指します。



施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

現状と課題

性暴力は、被害者の心身に深刻な影響を及ぼし、その人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。

近年は、SNS などのデジタルコミュニケーションツールの普及により、性暴力の形態は一層多様化しており、これに対する効果的な対策が急務となっています。

性暴力を根絶するためには、暴力を容認しない意識を高める教育や啓発活動が不可欠です。また、二次被害を防ぐための正しい理解を促進し、被害者が安心して相談できる環境を整えることが求められます。

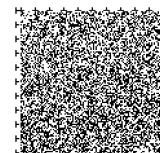
具体的事業

(1)性暴力の防止

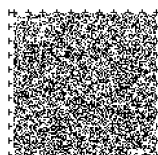
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
32101	性暴力防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引などの性暴力は、女性に対する重大な人権侵害であることや「性の商品化」の防止についての認識を深め、あらゆる性暴力を許さない社会の実現に向けて啓発を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)
32102	校区コミュニティ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	まちづくりに多様な人材が参画できるよう、校区コミュニティ組織を対象とした男女共同参画社会の実現やセクシュアル・ハラスメントの防止に対する研修を行うよう働きかける。	協働推進部 (地域コミュニティ課)
32103	職場におけるハラスメント防止の啓発	職場におけるハラスメントを防止するため、事業主や労働者を対象に、様々なハラスメントの防止に向けた啓発を行う。	商工観光労働部 (労政課)

(2)相談・支援体制の充実

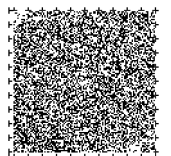
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
32201	性暴力被害に関する相談・支援体制の充実	性暴力被害に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、早期の解決と回復に向けた支援を行う。	協働推進部 (広聴・相談課) (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
32202	関係機関・団体との協働による性暴力被害者支援体制の充実	被害直後からの性暴力被害者を総合的に支援するため、関係機関・団体と連携した支援体制の充実を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター)



32203	学校内におけるハラスメント防止体制の充実	学校内におけるハラスメントを防止するために、指導・助言を行うとともに、ハラスメント相談員への研修を行うなど取組の充実を図る。	教育部 (教職員課)
32204	市職員セクシュアル・ハラスメント等の相談体制の充実	市職員のセクシュアル・ハラスメント等の未然防止に向けた周知徹底と、利用しやすい相談員制度などの整備に取り組む。	総務部 (人事厚生課)



施策の方向Ⅴ
困難を抱える女性等が
安全に安心して暮らせる社会の実現



施策の方向Ⅴ 困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる社会の実現

困難を抱える女性等の支援には、男女共同参画の視点で個人の様々な生き方に沿った切れ目のない取組が必要です。

女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在するほか、不安定な就労状況による経済的困窮、孤独・孤立などの社会的困難等、女性の抱える問題は近年複雑化、多様化、複合化が進み、包括的な支援が必要とされています。

そのような中、困難な課題に直面した女性に対する包括的な支援を提供するため、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の理念のもと、令和 4(2022)年 5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和 6(2024)年 4 月 1 日に施行されました。また、令和 5(2023)年 3 月には「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が示されています。

困難な問題を抱える女性等の支援にあたっては、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多いことにも留意し、個々の状況に応じて本人の意思を尊重しながら、最適な支援を受けられるよう、行政と関係機関、民間支援団体とが連携を図り、継続的な支援を推進することが必要です。

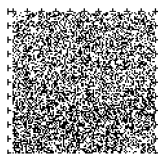
また、ひとり親であることや若年であること、高齢であること、障害があること、外国人であること等に加え、女性であること、セクシュアル・マイノリティ等により様々な困難を抱える人々が自立し、生涯にわたり心身ともに安全で安心した生活が送れるような社会環境づくりが求められます。

施策

(1) 様々な困難を抱える女性等への支援の充実

目指す姿

一人ひとりが置かれている状況に応じた、柔軟できめ細かな支援を行い、困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。



施策1 様々な困難を抱える女性等への支援の充実

現状と課題

様々な困難を抱える女性等は、生活困窮や DV、性暴力などの複合的な事情により困難な状況に置かれている場合も少なくありません。そのため、支援にあたっては、本人の意思を尊重しながら、それぞれの実情に応じたきめ細かな相談対応が求められます。

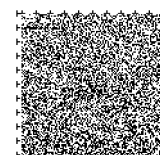
民間団体との協働をはじめとした、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいた支援体制を整備し、様々な困難を抱える女性等へ支援を行うことが求められています。

また、トランスジェンダーをはじめとするセクシュアル・マイノリティなどについて、市民の理解を深めるための啓発等の取組が必要です。

具体的事業

(1) 困難を抱える女性等への支援体制の充実

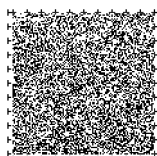
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
51101 (新規)	女性支援新法に基づく基本計画に係る事業計画策定の検討	より実効性の高い困難を抱える女性への支援に取り組むため、女性支援新法に基づく基本計画に係る事業計画の策定に向けて、検討を行う。	協働推進部 (男女平等政策課) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51102	相談関係機関ネットワークの効果的な運営【再掲】	庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV 被害者等への支援の連携強化を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター)
51103	関係機関等との連携による被害者の安全確保【再掲】	県や警察署等の関係機関及び民間支援団体等と連携し、避難を希望する DV 被害者等の安全を確保する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51104	多様な相談体制の検討【再掲】	DV 被害等の潜在化や深刻化を防ぐため、メールや SNS 等を活用した多様な相談体制について検討を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)
51105	性暴力被害に関する相談・支援体制の充実【再掲】	性暴力被害に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、早期の解決と回復に向けた支援を行う。	協働推進部 (広聴・相談課) (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51106	女性の精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実【再掲】	自殺や精神疾患に対する正しい認識と偏見をなくす取組を進めるとともに、心の健康相談や心の相談カフェ等を通して、女性に多い家庭問題をはじめとした不安や悩みへの相談支援を行う。また、様々な生きづらさを抱える女性が、適切に相談窓口につながるよう各種相談窓口の周知を図る。	健康福祉部 (保健予防課)



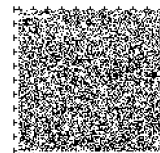
51107	高齢者の相談支援体制の充実	高齢者やその家族が、地域で安心して暮らし続けることができるように、相談窓口を啓発するとともに、関係課と連携し、情報提供や権利擁護などの適切な支援を行う。	健康福祉部 (長寿支援課)
51108	障害者の相談支援体制の充実	障害者やその家族からの相談体制の充実を図り、障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるよう関係課と連携し、情報提供や支援を行う。	健康福祉部 (障害者福祉課)
51109	本市に在住する外国人への相談・生活支援の充実	外国人が抱える課題や問題などの把握に努め、相談窓口の周知を図る。 また、在住外国人支援団体や国際交流団体等との意見交換の場を設け、在住外国人や留学生などの現状やニーズの把握に努め、関係課と連携し、情報提供や支援を行う。	協働推進部 (広聴・相談課)
51110	セクシュアル・マイノリティに関する啓発の推進と支援の検討【再掲】	SOGI(性的指向・性自認)を正しく理解し、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)に対する偏見や差別を解消するための啓発を推進する。 また、求められる支援について調査・研究を行う。	協働推進部 (人権・同和対策課) (人権啓発センター) (男女平等政策課) (男女平等推進センター)

(2) 困難を抱える女性等への支援

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
51201	民間支援団体との協働によるDV被害者等への支援【再掲】	DV被害者等の適切な支援を目的として、民間支援団体と協働で被害者支援に取り組む。 また、民間支援団体への支援を継続して行う。	協働推進部 (男女平等政策課) (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51202	ひとり親サポートセンター事業の実施	ひとり親等の保護者に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施する。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51203	ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施	ひとり親家庭の保護者の就職に有利な資格取得のための給付金等の支給や自立のための貸し付けを行う。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51204	ひとり親家庭日常生活支援事業の実施	一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員の派遣を行う。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51205	ひとり親家庭等の子どもへの育み支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点の設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)

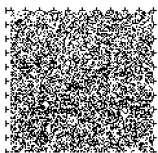


51206	困難を抱える女性等の自立に向けた住まいの確保	市営住宅の定期募集の際、ひとり親家庭や高齢者・障害者世帯を対象とした別枠募集を実施し、住まいの確保につなげる。	都市建設部 (市営住宅課)
51207 (新規)	母子生活支援事業の実施	困難を抱えた母子が、安心して生活し自立できるような居場所を確保し、自立に向けた支援を行う。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51208 (新規)	早期から切れ目のない被害回復支援の実施	関係部局、関係機関及び民間支援団体との連携により、早期に支援対象者を発見し、困難な問題を抱える女性に寄り添い、つながり続け、本人の意思を尊重しながら、回復に向けた支援を実施する。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51209 (新規)	困難な問題を抱える女性への自立支援	相談者本人の意思を尊重しながら、関係部局、関係機関及び民間支援団体と連携、協働し、新たな生活を始めるにあたり、生活や経済基盤を安定させるための支援を行う。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51210	住所情報保護措置による被害者の安全確保【再掲】	DV 被害者等の情報管理を徹底し、住所情報等の保護を行い、被害者の安全を確保する。	協働推進部 (男女平等政策課) 市民文化部 (市民課) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51211	生活自立支援センターの事業の実施	地域へ生活自立支援センターを周知するとともに、生活自立支援センターにおいて、生活の困りごとや不安などの相談に対して、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。	健康福祉部 (生活支援第2課)
51212	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等の子どもを対象に、学習支援や日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、学習に関する相談など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。	健康福祉部 (生活支援第1課) (生活支援第2課)
51213	こども食堂事業費補助金	子どもが将来にわたって幸せな状態で成長するため、安全・安心に過ごすことができる居場所をつくることを目的に、食事の提供のみならず、基本的な生活習慣の習得、地域との交流、学習支援、調理実習を行うこども食堂を実施する団体に対して必要な経費を補助する。	子ども未来部 (子ども政策課)
51214	犯罪被害者等への総合的な対応窓口による支援の実施	犯罪被害者の総合的対応窓口を設け、被害に遭われた方に必要な手続きや適切な相談機関の案内を行うことで、早期の回復や自立に向けた支援につなげる。	協働推進部 (安全安心推進課)

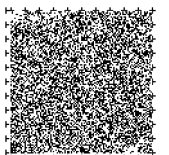


(3)人材育成・研修

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
51301 (新規)	相談員の技術向上(女性相談)	困難を抱える女性に適切な支援が行えるよう、相談員に実務研修を行い、相談対応の技術向上を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51302	ジェンダー平等に関する市職員研修の実施【再掲】	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。	総務部 (人材育成室)
51303	DV 被害者に対する市職員の対応能力の維持・継承【再掲】	市職員がDV被害者に対し適切に対応できるよう、各種マニュアルを活用して対応能力の維持・継承を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター)
51304	幼稚園・保育所等、幼児に関わる職員、教職員等学校関係者、保護者等へのDV防止の理解促進【再掲】	DVの正しい理解を進め、男女平等や暴力防止の視点に立った教育が幼稚園や保育所、学校、地域等あらゆる場で行われるよう研修や講座などを実施する。 また、被害に遭った時に速やかに相談につながるよう、相談窓口の周知を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (子ども保育課) 教育部 (学校教育課) (教育センター)
51305	医療機関に対する研修等の実施【再掲】	医療関係者のDVに対する正しい理解を深め、被害者の早期発見・早期相談につながるよう「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」を活用して、市内の医療機関を対象に研修等を実施する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 健康福祉部 (総務医薬課)
51306	ジェンダー平等に関する調査研究事業の実施【再掲】	ジェンダー平等に関する課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)



計画推進体制の整備



計画推進体制の整備

第5次行動計画に基づく広範な施策を円滑に実施するため、全庁的な調整機能を一層強化し、進捗管理を徹底します。これにより、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより実効性のあるものとします。

1 計画推進体制の強化・徹底

(1)男女平等政策会議の機能の充実・強化

久留米市では、庁内組織である男女平等政策会議(会長:市長)が中心となり、男女平等を進める条例を実効性のあるものとする行動計画を策定しています。行動計画に基づく各施策を総合的かつ効果的に実施するため、男女平等政策会議で各担当部局の推進状況や課題を共有し、相互協力と施策の総合調整に努めます。

(2)男女平等政策審議会との連携・強化

男女平等政策審議会は、男女平等を進める条例に基づく市長の附属機関として設置され、男女平等に関する専門知識を有する学識経験者、関係団体の代表及び市民等の多様なメンバーで構成されています。本審議会は、市長の諮問に応じて行動計画の策定及び変更に関し答申を行うとともに、行動計画の実施状況に関する年次報告についても意見を述べるなど、行動計画の推進に重要な役割を担っています。審議会との連携を一層強化し、男女共同参画に関連する重要課題の把握と解決に努め、行動計画を確実に進めていきます。

(3)男女平等推進委員制度の周知・活用の促進

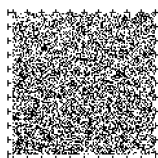
男女平等推進委員は、男女平等を進める条例第17条に規定された男女平等に関する苦情や権利侵害などの救済の申出に対応するため、市長が委嘱した専門的な機関です。この制度について、市民が一層活用できるよう周知を図ります。

(4)調査・研究の充実及び情報の収集・提供

行動計画の推進においては、施策の実効性を評価し、今後の方向性を検討するため、市民と市職員双方の意識を調査することが重要です。ジェンダーの観点を重視し、性別や年代別データの収集・分析を行い、地域社会における男女の状況を客観的に把握します。この分析をもとに、性別が生活などに与える影響について、調査・研究を行い、施策の反映に努めます。

2 推進拠点としての男女平等推進センターの機能充実

男女平等推進センターは、男女平等を進める条例に基づき、「男女平等推進施策を実施するための拠点」としての役割が明確に位置付けられています。男女の自立と男女共同参画社会の実現に向け、男女平等推進センターの機能の柱である「自立」「情報」「交流」の3つの機能をさらに強化し、効果的かつ多様な事業の展開を目指します。



「自立」の機能では、ジェンダーに起因する様々な課題に対する学びの場を提供し、ジェンダー平等意識の向上を図ります。特に、若者や子育て世代、男性も含めた利用者の拡大を図り、女性の経済的・社会的自立を支援するための就業支援や人材育成事業を推進します。また、DV や性暴力などに対する相談窓口の充実や、関係機関との連携強化を通じて、困難を抱えた女性等の支援を行います。

「情報」の機能では、ジェンダー平等に関する情報の収集・発信を強化し、広く市民に向けた啓発活動を推進します。課題解決のための調査や研究を専門家や関係団体と協働で行い、得られた知見を事業展開に活かすことで、実効性のある施策を展開します。

「交流」事業においては、市民参加型のプログラムを充実させ、市民団体の自主的活動やネットワークづくりへの支援を行います。市民や関係団体との協働によって、ジェンダー平等を促進する取組を進めていきます。

3 市民との協働

市民のジェンダー平等の意識は少しずつ進んでいるものの、長い時間をかけて人々に深く根づいている固定的性別役割分担意識による慣習や慣行、制度が存在することで、社会全体で男性が優遇されていると感じている人が多く、男女の不平等感は解消されていません。男女共同参画社会の実現のためには、ジェンダー平等についての正しい理解を促進し、市民一人ひとりの意識や行動の変革につなげていく必要があります。

そのためには、市民や地域コミュニティ組織、市民活動団体、事業所、市など、久留米市を構成するすべての主体が社会の対等な構成員として、家庭、学校、地域、職場など社会の様々な分野においてジェンダー平等を協働して進めていくことが重要です。

市では、様々な分野におけるジェンダー平等の理解促進や女性リーダーの育成、また、地域や防災など市民の身近な暮らしの場における課題解決に向けた自主的な取組を支援するとともに、連携・協働した取組を行っていきます。

